

第 4 2 回

千葉県屋外広告物審議会

議 事 録

日 時	令和8年8月27日（木） 午後2時から午後2時30分
場 所	ホテルプラザ菜の花4階 楨1

第４２回千葉県屋外広告物審議会議事録

１ 日 時 令和８年８月２７日（木）１４時から１４時３０分

２ 場 所 ホテルプラザ菜の花４階 楨１

３ 出席者

（１）審議会委員 ６名（委員総数８名）

氏 名	摘 要
宇 於 崎 勝 也	日本大学 理工学部 教授
吉 村 晶 子	名城大学 理工学部 教授
石 原 眞 二 郎	千葉県屋外広告美術協同組合 専務理事
伊 藤 千 恵 子	千葉県消費者団体連絡協議会 委員
中 元 広 之	千葉広告協会 理事長
堤 啓 (代理・田中英雄)	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長 (国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 副所長)

（２）事務局

【県土整備部都市整備局】

増田局長

(公園緑地課)

石井公園緑地課長、岸副課長、友成景観づくり推進班長、岩崎主査、佐藤副主査

４ 議 案

第１号議案	千葉県屋外広告物条例第４条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）	意見なし
第２号議案	千葉県屋外広告物条例第４条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）	意見なし

5 議事の記録

1 開 会

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「第42回千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、公園緑地課景観づくり推進班の友成と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。

- ① 議事日程
- ② 千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③ 席次表
- ④ 議案一覧表
- ⑤ 第1号議案 千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）
- ⑥ 第2号議案 千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）

次に、関係資料としまして、

- ① 千葉県行政組織条例（抜粋）
- ② 千葉県上広告物審議会運営要綱
- ③ 千葉県屋外広告物審議会に係る公開案件
- ④ 千葉県情報公開条例
- ⑤ 千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- ⑥ 千葉県屋外広告物条例（抜粋）
- ⑦ 屋外広告物のしおり
- ⑧ 千葉県屋外広告物条例及び施行規則
- ⑨ 千葉県屋外広告物規制図
- ⑩ オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック
- ⑪ 圏央道にかかるパンフレットが2種類

なお、関連資料につきましては、議事に関する根拠法令などとなっておりますので、必要に応じて御使用くださいますようお願いいたします。

以上でございますけれども、資料はすべておそろいでしょうか。
また、議事録作成のために、机の上に白いマイクで録音させて

いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

2 委 員 紹 介

司 会 それでは初めに、本日御出席の委員の皆様方を御紹介させていただきます。お手元に配りしております委員名簿の順に御紹介させていただきます。

宇於崎会長 日本大学理工学部教授 宇於崎勝也様

宇於崎様 宇於崎です。よろしくお願いします。

司 会 名城大学理工学部教授 吉村晶子様

吉村委員 吉村でございます。よろしくお願いいたします。

司 会 千葉県屋外広告美術協同組合専務理事 石原眞二郎様

石原委員 石原です。よろしくお願いします。

司 会 千葉県消費者団体連絡協議会委員 伊藤千恵子様

伊藤委員 伊藤です。よろしくお願いいたします。

司 会 千葉広告協会理事長 中元広之様

中元委員 中元です。よろしくお願いします。

司 会 国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所堤啓様 代理出席
副所長 田中英雄様

田中副所長 田中でございます。今日、所長の堤が所用により出席できない
ので、代理出席させていただきます。

司 会 以上の皆様でございます。

なお、千葉工業大学創造工学部助教 磯野綾様、

東日本旅客鉄道株式会社千葉事業本部長 三島大輔様

におかれましては、本日所用により、御欠席されております。

3 挨 拶

司 会 続きまして、会議の開催にあたりまして、都市整備局長の増田
より、御挨拶を申し上げます。

増田局長 皆さんこんにちは。千葉県県土整備部都市整備局長 増田で
ございます。本日、急に雨が降ることがございましたが、
委員の皆様におかれましては、多忙のところ当審議会に御出席

いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から屋外広告物行政の推進に格別の御理解、御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

まず先般の千葉豪雨でございますけれども、人的被害の他、路上に多くの車両が取り残されるなど深刻な被害が発生してございました。県といたしましても、関係機関と連携し、道路等の啓開作業、復旧に取り組んでいるところでございますが、強風豪雨時の看板等の落下飛散事故の未然防止に向けまして、点検の強化、関係事業者への注意喚起を継続して参りたいと考えておるところでございます。

さて広告物は、公衆に対する危害の防止とともに、良好な景観・風致の形成に資する重要な要素であり、適切な規制・誘導が求められるところでございます。県では、道路開通を契機といたしまして、看板等の無秩序な増加を未然に防ぐため、必要に応じて千葉県屋外広告物条例に基づく「禁止地域等」の指定を行っているところでございます。

本日は、令和8年度に開通が予定されております、首都圏中央連絡自動車道の、大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジに至る沿線に関しまして、開通に先立ち、当該沿線を禁止地域等に指定する議案のご審議をお願い申し上げたいと思います。

あわせて、前回御審議いただきました、安全点検に係る条例施行規則の一部改正案につきまして、パブリックコメントを実施いたしましたので、その結果につきまして、御報告をさせていただきます。

委員の皆様からの御意見を頂戴しながら、引き続き良好な景観の形成と、安全、安心の確保に取り組んで参りたいと考えてございますので、どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

簡単でございますが挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

4 事務局職員紹介

司 会 続きまして、当審議会の事務局であります県の職員を紹介いたします。

改めまして、都市整備局長の増田でございます。

増田局長 よろしくお願いいたします。
 司 会 公園緑地課長の石井でございます。
 石井課長 よろしくお願いいたします。
 司 会 同じく副課長の岸でございます。
 岸副課長 岸です。よろしくお願いいたします。
 司 会 同じく景観づくり推進班の岩崎でございます。
 岩崎主査 岩崎です。よろしくお願ひします。
 司 会 同じく景観づくり推進班の佐藤でございます。
 佐藤副主査 佐藤と申します。よろしくお願いいたします。
 司 会 以上、事務局職員でございます。
 司 会 それでは、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、
 審議会の会議については、会長が会議の議長になる旨が定められ
 ておりますので、今後の進行は、宇於崎会長にお願いします。
 では宇於崎会長よろしくお願ひします。

5 定足数の報告

宇於崎会長 ではここから私が議長となりまして進行を務めさせていただきます。
 ます。よろしくお願いいたします。
 まず、次第に沿って進めさせていただきますが、定足数ですね、
 定足数の報告について事務局から報告をお願いいたします。
 司 会 それでは、定足数の報告をさせていただきます。千葉県行政組織
 条例第32条第2項の規定により、審議会の会議は、委員の半数
 以上の出席がなければ開くことができないとされております。
 本日は委員総数8名のうち、半数以上の6名の方に出席をいた
 っており、本日の会議は成立していることを御報告させていた
 だきます。
 宇於崎会長 ありがとうございます。

6 議事録署名人の指名

宇於崎会長 次に議事録署名人の指名に入らせていただきます。議事録

署名人は、千葉県屋外広告物審議会運営要綱第5条によって会長が2名を指名することになっておりますので、本日の議事録署名人は、石原委員と中元委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

9 会議の公開について

宇於崎会長 続きまして会議の公開について協議をいたします。本審議会の公開について、事務局、いかがでしょうか。

司 会 はい。事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところ、個人情報などの非公開事由に該当する部分はございませんでした。よって公開とさせていただきます。

宇於崎会長 はい。皆様、公開でよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

次に、傍聴ですね。傍聴を希望する方や、報道関係の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 はい。本日は傍聴者、報道関係者、いずれもおりません。

宇於崎会長 はい。いらっしゃらないということで議事に移らせていただきます。

9 議 事

宇於崎会長 千葉県屋外広告物条例第18条の規定に基づき、知事から諮問のあった案件について御審議をいただきます。本日御審議いただく案件は2件です。

なお、1号議案及び2号議案は、関連する案件となりますので一括して審議し、一括で採決いたします。では、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、1号議案及び2号議案について御説明いたします。スクリーンを御覧ください。

県では、これまで、高速自動車国道や、自動車専用道路の開通に

あわせ、交通の安全を妨げ、または自然景観を損なう恐れを未然に防止するため、屋外広告物の表示、設置を原則禁止する、禁止地域等を指定して参りました。

今回、首都圏中央連絡自動車道の大栄ジャンクションから松尾横芝インターチェンジ間が供用されることに伴い、当該道路から展望できる区域を、禁止地域等に指定するにあたり、条例第18条第1号に基づき、意見をお伺いするものです。

次に、首都圏中央連絡自動車道についてご説明いたします。

本道路は、神奈川県、東京都、埼玉県、茨城県、千葉県の1都4県を結ぶ延長約300キロメートルの自動車専用道路で、千葉県内は約95キロメートル、全体の約3割を占めています。

千葉県内の整備状況は、茨城県境から大栄ジャンクション及び松尾横芝インターチェンジから木更津東インターチェンジが開通しており、この沿道は路端から、100メートル以内を禁止地域等に指定済みです。

なお、大栄ジャンクションから多古インターチェンジ区間が令和8年秋頃開通見込み、多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジ区間が、令和8年度開通見込みとなっており、開通見込みが異なるため、今回、議案を分けて、沿道を禁止地域等に指定します。

続きまして、現場の状況につきまして、写真にて御覧いただきたいと思います。こちらは東日本高速鉄道株式会社から提供いただいた写真になりますが、大栄ジャンクション、成田インターチェンジ、多古インターチェンジ、松尾横芝インターチェンジ付近の写真です。

道路構造別延長は、土工部が16.2キロメートルで、全体の88パーセント、高架部が1.7キロメートルで、全体の9パーセント、トンネル部は芝山トンネルの1か所、0.6キロメートルで全体の3パーセントとなります。

第1号議案は、千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定により、大栄ジャンクションから多古インターチェンジまでの約9.1キロメートルの区間について、両側の路端から側方100メ

ートル以内で、道路から展望できる区域を禁止地域等に指定するものです。

県内他区間との整合を図りつつ、いずれの区間も両側の路端から側方100メートル以内で、道路から展望できる区域を禁止地域等に指定するものです。

ここでいう展望できる区域とは、原則として、道路から見渡せる範囲を指し、自然地形により視認できない場合は対象外、人的障害物による不可視は対象とします。なお、100メートルの根拠ですが、国の示す、「屋外広告物条例ガイドライン運用上の参考事項」に、「許可を出す基準」が、一般道路の場合は、路端距離から100メートル以上というものに起因するものです。

禁止地域等の指定の適用日は、令和8年秋頃を予定しております。

第2号議案は、第1号議案と同じ考え方にに基づき、多古インターチェンジから松尾横芝インターチェンジまでの9.4キロメートルの区間を、供用開始に先行して指定するもので、同様に両側の路端から側方100メートル以内で道路から展望できる区域を禁止地域等に指定するものです。禁止地域等の適用は令和8年度を予定しております。

次に、経過と手続きについて申し上げます。本議案につきまして、関係機関へ令和8年7月6日に文書で意見照会を行い、いずれも意見なしの回答を得ております。

また、令和8年7月15日から1か月間、パブリックコメントを実施したところ、1名の方から意見の提出がありました。

意見ですが、「私は、ギャンブル広告に関して、若年者のギャンブル依存症の予防という観点を踏まえ、禁止地域等の指定を進めることに賛成します。近年、ギャンブル依存症は若年化重症化が指摘されており、社会的にも大きな課題となっています。屋外広告は、通学や通勤、日常生活の中で、誰もが目にするものであり、特に子どもや若者が繰り返し接触する機会が多い媒体です。ギャンブルへの興味や参加を促す広告が生活空間にあふれることは、依存症予防の観点から望ましいとは言えません。青少年をはじめ、

県民の健全な生活環境を守るためにも、学校周辺や住宅地、公園など、子どもや若者が多く利用する地域については、ギャンブル関連広告をより厳しく制限する禁止地域等の指定を進めていただきたいと考えます。景観の保全だけでなく、県民の健康と福祉、将来世代の保護という観点も踏まえた制度運用を要望します。」

以上が意見です。

この意見に対する考え方ですが、「今回の意見募集は、首都圏中央連絡自動車道の一部区間の沿道を、開通に伴い禁止地域等として指定することについて、御意見を伺うものです。御意見の趣旨は、今回の指定案の内容に直接関係するものではないことから、今後の屋外広告物行政を検討する際の参考とさせていただきます。」となります。

今後の予定ですが、本日、原案どおり御可決いただければ、答申を経て、県報により告示し、各区間の道路の開通に合わせて施行をいたします。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

宇於崎会長 はい。ありがとうございます。

ただいま1号議案及び2号議案についての御説明がありましたけれども、これに対して御意見御質問等はございますでしょうか。

中元委員 今回この区間を指定するということは、これまでも開通の直前に同様な、禁止条例を作ってきたということによろしいわけですよね。

事務局 はい、そうです。

中元委員 それで今回特別に変わるという点が、何かここの地域だけ特別な事情があるということはあるのでしょうか。100メートルというのも同じですか。

事務局 今回は、前後の道路と同じ基準です。千葉県内は同様となります。

中元委員 あともう1点、100メートルを超えた場所に、大型広告物ができるようなことは、これまであったりするのでしょうか。過去の事例として。

事務局 あると思います。

中元委員 あるのですか。それはやっぱり道路や自動車から見えるように作られているのですか。

事務局 おそらく見えるかと思います。

中元委員 そうなのですか。100メートルを超えていれば、できないわけではないと。わかりました。ありがとうございます。

宇於崎会長 他にございますでしょうか。

 他の箇所と基準は同じで、他の箇所とやり方も同じということをもって、みな同じで千葉県が繋がりますということになりますね。

 よろしいですか。

 千葉国道事務所も御意見なしということでよろしいですか。

田中副所長 安全に走行できるようにしていただくものであり、特段意見はありません。

宇於崎会長 工事等は順調に進んでいそうですね。

田中副所長 今御紹介ありましたけども、令和8年の秋の開通を目指しまして工事を進めておりまして、今のところ順調に進んでおりますので、開通日等は決まりましたら、また御案内したいと考えております。

宇於崎会長 事務局も開通に合わせて施行できるように、ということでもよろしいでしょうか。

事務局 はい。

宇於崎委員 では、質疑がないようでしたら、以上で終了させていただきたいと思います。

 それでは採決をいたします。第1号議案及び第2号議案について賛成の委員は、挙手を、意思表示をお願いいたします。

 (委員全員 挙手)

 全員賛成ということですので、千葉県行政組織条例第32条第3項の規定により、第1号議案及び第2号議案は原案に依存のない旨を答申することに決定いたします。

 では、事務局から報告事項があればお願いします。

事務局 それでは前回御審議いただきました、千葉県屋外広告物条例及び同施行規則の改正について報告させていただきます。前面の

スクリーンを見ていただければと思います。

まず、条例改正ですが、屋外広告物等の落下事故を防ぐ観点から、すべての屋外広告物に安全点検の実施を義務づけ、更新許可申請時には、点検結果の提出を求め、点検を行う者の資格要件を定めました。

本改正は、令和8年3月23日に公布され、令和9年4月1日からの施行となります。

次に、施行規則の改正についてです。

改正条例の施行に必要な具体事項を定めるため、施行規則の一部改正案を作成し、令和8年7月7日から8月6日までパブリックコメントを実施しましたが、意見書の提出はございませんでした。

規則改正の主な内容について説明いたします。

第1に、安全点検義務の、対象外とする広告物の明確化です。落下しても、重大な事故に繋がる恐れが低い、はり紙、立看板などについては、点検義務の対象外といたします。

第2に、点検は3年を超えない期間ごとに実施し、国土交通省の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」に基づき、16項目を点検対象として定めます。

第3に、電柱類袖付看板や、消火栓標識利用広告など、別法令や独自基準により、点検が実施されているものについては、県が示す16項目の詳細点検の対象から除外いたします。

第4に、点検を実施できる屋外広告士と同等以上の知識を有するものとして、点検技能講習修了者、1級建築士、特定建築物調査員、広告美術仕上げに係る職業訓練指導員等といたします。

第5に、許可更新申請時の添付書類として、広告物等の写真、安全点検報告書、点検者の資格を証する書面の写しを追加します。

今後でございますが、施行規則の改正は、条例に合わせて、令和9年4月1日から施行する予定です。条例及び施行規則の改正につきましては、ホームページなどにより、県民、事業者、関係団体の皆様へ周知徹底を図って参ります。

以上でございます。

宇於崎会長 はい。ありがとうございます。報告ということですけど何か御意見ありますでしょうか。石原委員、組合的にはどうでしょうか。

石原委員 はい。組合的には、現在、屋外広告士がもともと点検や書類提出をできるものだったのですが、点検技能士というものを増やすということで、点検技能士の講習というものを積極的に実施しております。先だって千葉県でも行いまして、多数の受講者がありまして、点検できる技術者が多数増えているという状況になっております。

 あとはニュースで皆さんも知っての通り、落下事故が起きておりますので、注意を、クライアントたちにも促すような形をとっており、順次推進しているところです。

宇於崎会長 準備は着々という感じですね。ありがとうございます。

 その他、何か御意見御質問ございますか。大丈夫ですかね。

 それでは、以上ですべての議事日程を終了します。事務局に、進行をお返しいたします。

10 閉 会

司 会 それでは、これをもちまして、「第42回千葉県屋外広告物審議会」を閉会いたします。

 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。